

【議事内容】

文化審議会文化財分科会企画調査会（第11回）

1. 日 時 平成29年10月10日（火）10:00～12:30
2. 場 所 中央合同庁舎7号館東館（文部科学省）3階 1特別会議室
3. 出席者 委 員 山本会長，岩崎委員，亀井委員，鬼頭委員，金野委員，齊藤委員，中川委員，西村委員，原委員，半田委員，藤田委員，湯浅委員（計12人）
文化庁 中岡文化庁次長，山崎文化財部長，熊本文化戦略官，山下内閣官房審議官（文化庁文化経済戦略特別チーム 副チーム長），高橋伝統文化課長，圓入美術学芸課長，豊城参事官（建造物担当），植木伝統文化課文化戦略官，軸丸文化財保護調整室長，赤間伝統文化課専門官，菅野伝統文化課課長補佐，村上文化庁地域文化創生本部研究官（計12人）
4. 議事等

【山本調査会長】 おはようございます。定刻になりましたので，ただいまより第11回文化審議会文化財分科会企画調査会を開催いたします。毎週毎週，御苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

本日は，パブリックコメントがまとまったようでございますので，その結果など，中間的にまとめられた御意見を御報告いただきます。それと加えて，中間まとめの個別の論点について，議論を更に深めたいと思っております。

今回は，その中間まとめの個別論点につきましては，民とのパートナーシップの問題と，前回いろいろ御議論いただきました，地方公共団体における文化財保護事務の所管に関する

る議論を行いたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 皆様、おはようございます。本日もお越しいただきましてありがとうございます。伝統文化課でございます。

本日の配付資料を確認させていただきます。まず資料本体は、資料1番から5番まであります。資料1番がパブリックコメントの意見募集の結果の概要、それから、資料1の別添という横向きの紙がついておりまして、これもまたパブリックコメントに頂いた御意見をまとめたものです。それから資料の2番が、半田委員から御提出をいただきました資料になっております。それから資料の3番が、地方公共団体における文化財保護事務の所管について、前日も配付した資料を更新したものであるということで、左上に注記されているものです。またそれから資料の4番が民とのパートナーシップという資料。それから資料の5番が、横向きのパワーポイントの資料になっております、民間の団体の事例というものになります。それから参考資料は1番から5番までございまして、またお手元の机上配付資料もございしますので、どうぞよろしく願いいたします。不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

【山本調査会長】 それでは、議事に移りたいと思います。

まず、パブリックコメントで寄せられました意見につきまして、事務局より報告いただきます。その後、中間まとめに関して、博物館関係の御意見を半田委員より御報告をいただけるということですので、よろしく願いいたします。

ではまず、パブリックコメントの結果について、事務局より御報告をお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 資料の1番を御覧いただけますでしょうか。こちらはパブリックコメントの概要になっております。また、資料の別添も付けておりまして、この資料の1番に沿いまして御説明をさせていただきます。

資料の1番ですが、企画調査会の中間まとめに関するパブリックコメント、平成29年8月31日から9月29日までの期間、インターネット及び郵送を通じまして広く御意見を募集しましたところ、合計162件、御意見を頂戴しました。中間まとめの順序に則して事務局において整理をさせていただきますして、別添のように上から順々に整理をしております。ここでは全体的な傾向ですとか、重立った御意見、紹介をさせていただきます。なお、一つの御意見の中に多くの意見をたくさん頂くような形の方もいらっしゃいましたため、この下で大体これが何件ぐらいというようなことを御紹介しておりますけれども、少し162件という

数え方とは違う数え方をしておりますことを申し添えます。

まず最初に、検討の背景、それから文化財の保存と活用に関する基本的な考え方、その他全般的な部分についてまとめさせていただきました。50件程度だったかなと、少し数え方にもよるのですけれども、大体このぐらいだったかなというふうに思います。例えば、自然災害の多い我が国にとっての災害からの復興における文化財が持つ重要性、こういったものを指摘いただいた上で、文化財の活用の意義の深さや的確な保全と防災対策の必要性を指摘する御意見がありました。また、文化財の観光での活用に対して、文化財の保存という観点から懸念するという御意見、また節度のある公開の在り方、こういったものを問うような御意見もございました。文化財を後世に継承するという目的の両輪として、保存と活用を考えていくことなど、中間まとめの理念に関して賛成の意を表するといったものとともに、具体的な方策に関して、より検討を進めてほしいといった御意見がありました。また、文化財の活用という中に、調査研究、教育普及、情報提供、こういったものも含めてほしいとの御意見がありました。無形の文化財、民俗文化財に関する検討が不十分なのではないかという御意見がございました。また、未指定の文化財というところが随所に記載がありますが、例えば地域に膨大にある古文書などといったようなもの、こういったものをどうやって扱っていくのか、より掘り下げて検討するべきという御意見がございました。

それから次の章が、これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策ということで、具体的な提案が掲載されている箇所になります。そのうちの柱の一つ目が、総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化ということで、地域の基本計画について記載されている箇所になります。まず、必要性と対応の方向性というところの御意見ですが、地域一帯で保存・活用に取り組んでいくということについての賛成意見とともに、市町村の文化財部局への人的・財政的支援があるのであれば賛成、といったような意見も多くございました。一方で、地域振興に資することができない未指定の文化財が失われていくのではないかと危惧するような御意見もございました。地域住民でも文化財の保護に取り組もうとする人が少なくなっており、地域住民や市役所に歴史文化基本構想のことを話しても協力をなかなかしてもらえないんだというような御意見もございました。

具体的な方向性としましては、(ア)が市町村による基本計画の策定でございますが、すぐには対応できない市町村があるのではないかと御懸念や、その背景として、市町村間の格差が大きいことなどを指摘するような御意見がございました。次のページですが、文

文化財の保護の意識が低い自治体に対しては、計画策定を是非求めてくださいといったような御意見がありました一方で、経験の少ない市町村に対しては、計画策定を急がせるのではなく、まずはその前提として文化財の総合的な把握のための悉皆調査の実施を要請すべきとの御意見もございました。また、市町村が中心となって担うことについての御懸念の声もありました。続きまして、都道府県の助力が重要であるとの御意見もありまして、また都道府県自身が主体的に取り組についても明示されていないとの御指摘もありましたし、国の役割の重要性や、国についても実施すべき内容を明確にすべきとの御意見もありました。続いて、基本計画策定において参加すべき方々ということで、これについても多くの御意見ありましたが、例えば教育担当部局や文化財の保存修復に携わっている方々、生物・生態学の専門家などといったような方々にも参加いただくべきという御意見がありました。続いて、基本計画の策定に関わる協議会関係ですけれども、この協議会と地方文化財保護審議会との関係性が曖昧なのではないかという御意見、文化財保護関係者が孤立するのではないかと御懸念がありました。国の定める指針や認定基準の関係では、評価のポイント等はあらかじめ明らかにしてほしいといった御意見や、保存に係る項目も重視してほしいとの御意見がございました。また、歴史文化基本構想との関係について、どういった考え方なのかということを示してほしいという御意見もございました。

続きまして、民間の推進主体となる法人の位置付けの関係です。民間主体の活動は、営利目的になるのではないかと御懸念がありました。一定の条件をクリアした団体が、文化財に関する情報を行政と共有するなど、行政と民間の協働がしやすくなるような手法というのを明記してほしいといったような御意見もございました。持続可能な活用を推進する主体として、地域住民を中心とした社会利益会社の導入が必要ではないかと御意見がありました。事業者の資格や技術の質を含む選定基準を明確に示さない事業委託は、文化財の破壊につながるのと御意見や、実績や文化財に対する思想をチェックする仕組みが必要ではないかと御意見がありました。また、これまでにはなかったような、民間を使った柔軟な取組というのを期待したいという御意見もございました。また、民間の博物館と公立の博物館との連携が必要という御意見もございました。

続きまして、二つ目でございますけれども、個々の文化財の保存・活用というテーマでございました。必要性と対応の方向性ということでは、文化財の保護の理念を十分に理解した方が、各地域で力を発揮できるような組織作りを願うといった声がありました。また、新たな担い手の拡充に対しては、おおむね賛成とするものの、個人や法人の所有の文化財

の適用や商業利用の問題を示唆する意見などもございました。

また、具体的な方向性に関して一つ目、個々の文化財の保存活用計画の作成に関しましては、持続可能な活用が前提となるべきであり、国が明確に指針を示した上で、対象となる文化財の本質的価値を確認をし、保管・管理の方向性と必要な措置を定めると同時に、活用に当たっての留意事項や制限事項の整理に主眼をおくべきであるとの御意見がございました。次のページです。保存活用計画の作成を法律上明確にすることへの賛意と、個人所有文化財の保存活用計画策定中の相続税への配慮の賛意がありました。併せて、その相続税の配慮への賛成ということと併せてということかと思いますが、固定資産税の減免、登録文化財の相続税、こういったものに関しても配慮できないかとの御意見がございました。保存活用計画の作成は、適切なバックアップがあるという仕組みになれば一定の機能を果たし得るものの、私立の美術館に関しては意義が明瞭ではないと感じたとの御意見もございました。

(イ) ですが、所有者とともに文化財の保存・活用を担う主体の位置付けというところでございます。所有者だけでは保存・活用の対応が難しいケースが多く、専門家を要したNPOなどの団体が所有者と伴走しながら保存・活用していくことが考えられるとの御意見がございました。また、所有者が担い手となることが大前提で、新たな担い手は飽くまでサポートに徹するべきとの御意見もございました。また、新たな担い手が主体となるとしても、観光ではなく保護を優先すべきとの御意見がございました。

続きまして、国宝・重要文化財（美術工芸品）の適切な公開の在り方の箇所でございます。文化財の特性に応じて、公開の在り方が異なることもあり得るが、本質に影響を及ぼす過度の活用にならないよう、十分な制限が必要であるとの御意見がございました。また、限られた公開機会をどのように有効活用するのかを検討するという視点も必要であるという御意見もございました。また、学術的根拠を明らかにすることや、緩和をしつつも厳しい制限も設けてほしいといった御意見もございました。海外における展覧会の会期幅や、公開日数の上限の延長にとどまらないルールの適用範囲そのもの見直し、こういったものへの期待の声もございました。

また(エ) ですが、文化財の公開・活用に係るセンター的機能の整備に関しましては、こういったセンター的機能の整備の必要性が急務であるといったような御意見がございました。また、実現させるために、大学等の教育機関や行政間の連携機能の整備が必要との御意見もありました。また、国の機関だけで全市町村に対応いただけるのかといったよう

なことの御懸念もございました。

その他推進すべき施策の中の、地方公共団体の体制充実のところでございますが、専門職員の配置推進に強く賛同し、積極的な配置を行っている自治体には地方交付税の上乗せ措置など、財政面での支援の実現が必要との御意見がございました。地方公共団体の文化財部局の人材確保や資質向上が必要であるとの御意見がございました。また、首長部局への事務の移管の関係では、反対、あるいは慎重に行うべきとの意見がございました。その理由としては、まちづくり行政や観光行政は、時として対立するものであるということや、首長が現状変更の申請と許可の権限の双方を持つことは、中立性を損なうおそれがあること、学校教育との連携の方向性が弱まることが危惧されることがございました。また、4ページを見ていただきまして、今の所管の関係の続きですけれども、一方で、現状は事務委任や補助執行にとどまっているが、中間まとめが指向するような文化財の保存と活用を重要な柱として位置付けていくこととすれば、首長部局において文化財の活用を主導している現状について、法令上の位置付けがかえって曖昧になりかねず、法令上の明確化は今回の文化財保護制度見直しに併せて措置すべきとの御意見がありました。また、既に知事部局で担当している事例も多いので、国の制度上の問題ではないかとの御意見もございました。

(2)、博物館等の役割強化ですが、学芸員等の配置充実に賛成するものの、地域振興・観光振興により、調査研究・保護継承が軽視されることがないように注意が必要との御意見がありました。また、今日的課題を的確に捉えた側面もあるが、人材や財源の確保という点において、現実から乖離している面があることも否定できないという御意見もございました。常勤学芸員の配置数を増やして、博物館が持てる機能と魅力を十分に発揮できるよう、抜本的な対策を示すべきであるとの御意見がありました。また、学芸員が担うべき調査研究等の業務が軽視されないようにしていく必要があるとの御意見もございました。

(3)、国際交流や訪日外国人旅行者への対応でございますが、外国人の目線を含めて意見聴取を行うことが必要であるとの御意見や、障害をお持ちの方々への対応という必要性が触れられていないことが問題であるとの御意見がございました。

(4)、文化財の魅力の発信強化や先端技術との連携。まず史跡関係ですが、史跡の復元建物は史跡の理解に資することは事実であるが、史跡などの文化財の価値が損なわれないことが条件との御意見がございました。文化財保護を中心に据えつつ、積極的に文化財のレプリカを生産して展示することで、伝統技術の継承や訓練にもつながるとの御意見があ

りました。その一方で、未来に継承するために第一に考えるべきは、本物の文化財が伝える日本文化であるとの御意見もございました。文化財のデジタルアーカイブに関しては、デジタルアーカイブが重要であるが、現在は個々の文化財所蔵機関が個別に構築したものが中心となっているので、国の文化遺産オンラインの参加者の拡充や、統合型アーカイブの充実を進めるべきとの御意見がございました。

また、中長期的観点から検討すべき課題に関しましては、中間まとめで挙げられた検討すべき課題について、重要な問題であるとの御意見がそれぞれお寄せいただいているところでございます。中でも、文化財を守る技術者・技能者や材料の確保への御意見、災害発生時の文化財レスキュー活動等の在り方についても、喫緊の課題であるとの御意見が多くございました。災害対応時には、県境を越えて市町村間で協力をしたという過去の連携もございましたけれども、平時でも市町村間の連携を奨励するというようなことも取り入れてほしいといったような御意見もございました。

パブリックコメントへの御意見については、別添資料でも、全ての意見から、それぞれの部分について事務局の方で整理をさせていただきましたものでございます。ですので、またお持ち帰りいただいて読んでいただければと思っております。このパブリックコメントの御意見ですけれども、現在行っている個々の論点に対する検討においても生かしていくということもございますし、また11月に入りましたら、また答申に向けて文書の方も更に付け加えたり精査したりしていく作業になりますけれども、その際にも、事務局でも配慮しつつ、このパブリックコメントの意見への反映というのをやっていきたいなというふうに思っております。御説明、以上でございます。

【山本調査会長】 ありがとうございます。我々がその後、議論している論点とも重なる部分も随分あるかと思しますので、今、事務局からお話ありましたように、今後のまとめの中で生かしていきたいと思えます。

それでは、半田委員が博物館関係の御意見を取りまとめていただいているということでございますので、時間10分程度ぐらいで御報告いただけますでしょうか。

【半田委員】 半田でございます。この詰まった日程の中でお時間をお取りいただきまして、感謝申し上げます。今、御説明のありましたパブリックコメント等含めまして、博物館の現場等の調整を担う公益財団日本博物館協会の立場として、少し意見を述べさせていただきますと考えております。

今回の議論において、博物館とか美術館が、大きな役割、期待を担っているという文言、

項目が多く見られますけれども、その役割、期待に応えていこうとしたときに、今懸念されていること、特に地域の文化財、その地域を支えている市町村立の博物館が、今の博物館の中で、特に運営基盤の上で財政的、人的にも脆弱な体制に置かれ大きな課題を抱えている中で、今までの御議論、それからパブリックコメントについて若干の意見を述べさせていただきます。

まず1点目は、美術館・博物館の機能強化と基盤整備の重要性ということでございます。前回の会議でも少し述べさせていただきましたけれども、国立の博物館、美術館、それから都道府県立の施設、そして市町村立の博物館や私立の施設、こうしたものが総合的に文化財の保存と活用の中核を担う施設として、それぞれの施設規模、それから役割、機能を明確にする。その上で現行制度の見直しも必要なところは行いながら、文化財保護法上にきちんと位置付けることが必要ではないかと考えております。例えば、文化財保護法と現行の博物館法における登録博物館制度の仕組みを整理し、活用して博物館の組織運営に関わる改善を図っていくというような観点での検討が必要ではないかと考えた次第です。その上で、全国のセンター・ハブ的な機能を担っている国立の施設、都道府県という地域のセンター的機能を担う県立規模の博物館・美術館、そして地域の歴史文化情報の集積・発信拠点として今回クローズアップされている市町村立、多彩な私立の施設など、多様な美術館・博物館の連携を一層促して、それぞれの機能強化のための制度を充実させることが、この理念を実体化していくために必要ではないかというふうに考えております。

もう一つ、中間まとめの中にも記載がございしますが、専門人材育成のための研修の充実の必要性について、人材育成センターのような機能を新たに設けて、研修体制の整備・充実を図ることも効果的ではないかと思われます。市町村において、今回の保存と活用を文化財という視点で担っていく人材をどういうふうに育成、研修をしていくのかといったときに、やはり国は国として全国、または都道府県といったブロックの指導的立場を担える学芸員等の専門人材に対して、指導者育成の観点からも研修を行う必要があるのではないかと考えます。そういう研修を受けた指導者の方たちが都道府県内、あるいは市町村に広くその研修内容を伝達していく、また更に二次的な研修が行われるという形で、すそ野を広げていくネットワークを確立することによって、文化財を保存・活用する人材の層を厚くすることにつながると思われるわけで、こうした、全体が有機的に構成された研修の在り方が必要ではないかと考えます。

それから、私たちが担っている、美術工芸ワーキンググループの論点整理に関する中で、

博物館からの御意見を集約してみますと、やはり今後の博物館の機能強化のために、早急に対応が必要なこととしては、学芸員等の専門的な人材配置の強化、上記の述べさせていただいたものと関連がございますけれども、もう一つは、老朽化した収蔵庫を中心とする施設の改善、また、新しい、調査研究の中で生まれる未来を担う、意味のある文化財を保管し、活用を図るために必要なハード的施設の整備。それから、職員や学芸員等の専門性向上のための研修。そして、こうした博物館の体制をきちっと担保するための運営のコントロールができる制度の整備も、喫緊の課題としてあるのではないかと考えるところでございます。

こうした3点、基盤整備の重要性、それから人材育成のための研修、それから美術工芸品ワーキングでの論点整理を踏まえて、その他について少し述べさせていただきますと、特に専門的な人材配置の強化、施設の老朽化対策というものは、早急に対応が望まれていると思われまゝ。一方で、この運用に関わるのしるをシステム化していく上で、規制を緩和、権限を委譲するという方向であるのであれば、各々の内容に応じて、保存・活用に差し支えない範囲で慎重な判断と対応が求められます。その慎重な判断と対応がきちっと行える人材が、まさしく求められていますので、特に美術工芸品等に関わる専門人材の配置については、制度の実効性というものを担保するためにも、現場の施設に対して、学芸員の資格を有した文化財の取扱いに習熟している専任の者、少なくとも2名以上を配置するということとか、5年程度の経験のある者の配置といった、条件を求めていくことが並行してなされていかないと、なかなか実効性のある運営体制は担保できないのではないかと考えるところでです。

このように、文化財の保存と活用は、これから求められる大きな、博物館界にとっても課題になるかと思ひますけれども、目指していく方向性については、あるべき姿だという前提に立ちながら、それを持続的、発展的展開に向けて、きちっと体制を整えていくというところにおいて、不可欠であろうと思われる具体の体制整備が、きちっと進んでいくことに御留意をいただきながら、その中で保存と活用というキーワードの議論の中で、文化財の公開というところだけを前提としたまとめにならないように御議論が深まっていくことを、切にお願いを申し上げたいと考えております。

以上、簡単ですが、中間まとめに対する、博物館業界の関係者としての意見を述べさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

【山本調査会長】 ありがとうございます。今、パブリックコメントの概要と、半田

委員からの御意見がありましたけれども、この件で何か御質問とか、コメントとかありましたら頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。では岩崎委員。

【岩崎委員】 博物館の機能の充実というのが公開の大前提であるという半田委員からの御提案については、本当そのとおりでと思います。国立館、都道府県立館、市町村立館、私立館というふうに、幾つかのレベルが提示されましたが、国レベル、都道府県レベル、それから市町村レベルというふうに、役割を明示するような形で、市町村ではフォローできないものを県レベルで、あるいは国レベルでというように、セーフティーネットのような形の役割分担ができると、今回の博物館への期待、美術館への期待に対しても、それなりに対応できるような体制が整えられていくのではないかなと思います。

博物館についてはこの7月に、日本学術会議が、博物館の研究機関としての機能を重視する必要性についての提言をしています。今後博物館を継続的に発展させていくための必要不可欠な事柄だと思いますので、この委員会でも十分に配慮すべきだと思います。以上です。

【山本調査会長】 ほかにございませんか。よろしゅうございますか。西村委員。

【西村委員】 半田委員がおっしゃることはよく分かるのですが、基本計画の一つのスタンスといいますか、私が理解している範囲では、文化財というのをもう一回、地域にある、市町村なら市町村という全域の中で見直してみると、地域に開いていくといいますか、その、どこかにかくまわれているものだけではなくて、地域に様々な文化財があって、それは指定されているものもあれば未指定のものもある。それをもう一回、全体として捉えてみるというところが非常に大きいと思うんですね。ですから、その意味でいうと、ここに、博物館が非常に重要だと分かるのですけれども、その役割の、今、調査研究というお話もありましたけれども、地域全体に開いてといいますか、活動研究の輪をですね、そうしたベクトルが非常に、並行して議論される必要があるんじゃないか。ですから、今あるものの、その十分な保存も重要なのですけれども、それを超える議論というのが、どこかで議論されると、そうするとやはりここに公開だけじゃない議論したいというふうにおっしゃって、私も賛成なので、そういうふうになるんじゃないかなというふうに思います。

それからもう1点、これは中間まとめに質問なのですけれども、これは各項目がポツがずと並んでいますけれど、これは多い順とか、重要な順とか、何かそういう、文化庁が考

えて重要だと思った順とか、何かあるのでしょうか。

【山本調査会長】 どうぞ。

【菅野伝統文化課課長補佐】 すごく際立って多かったものというのもありましたので、それは上の方に入れたということもあるのですが、それぞれの方の御意見がかなり深い御意見でございまして、この部分は賛成だけこの部分はどうかと思うとか、いろいろな意見があった状況でしたので、順番として、そのままとまっているものを上に出すとかな下に下げるとか、そういうことはしておりますけれども、少し整理を試みてもみたのですが、簡単に集計できるような形でもなかったということでございます。

【山本調査会長】 よろしいですか。半田委員。

【半田委員】 西村先生の御意見ありがとうございます。基本的なところでは、博物館の関係者も全く同じベクトルの中に、上にいると思います。今回の一連の御議論の中で、地域が保有している、地域の中に埋没しているような状態にある文化財に、改めて目を向けて、それを再評価していく中で、未来における日本全体の文化財の活用が図られるということだと思うのですけれども、そうした視点の中で、地域の文化財全体に網を掛けて、それらの文化財に対する認識を広め、文化財を保存・活用につなげていく活動を地域全体に広げていくことを考えたときに、やはり一つの中核的なプラットフォームを形成できるのは、博物館、美術館といった施設というものが一つ中心になっていくことが求められると思います。ですので、西村先生の御指摘された方向性を担保する上でも、博物館、美術館、特に地域の中にある博物館、美術館の機能の充実が必要だという視点で述べさせていただいた意見であることを御理解いただきたいと思います。

【山本調査会長】 ありがとうございます。もう1点、付け加えるならば、人材育成センターという役割、これはある意味、ここで今、議論している基本計画がうまく運営をされて、それぞれが作っていくことそのものが、やっぱり育成につながっていくんじゃないかと思うのですね。そこに博物館がうまく協力して、リーダー的な役割を果たしてもらおうと、そういう仕組みは、制度の中でおのずと務まっていくんじゃないかなという感じがしておりますので、期待しています。

ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。鬼頭委員。

【鬼頭委員】 博物館が地域の文化財を公開する上で非常に重要な位置付けであるということは、それは分かるのですけれども、それを行うシステムですよね、県によってはそれがうまくいっているところもありますし、市町村とまとまっていけるかというところ、その

指導体制がやはりうまくいっていない都道府県もあるわけで、そういう全国画一にそういうことが果たして可能なのかということと、あと、博物館が今、研究機関だということを言われているのは事実ですけれども、最近、市町村の博物館のいろいろな事業を見ていますと、イベント中心的で、地域の文化財公開というのはもう横に置いておいて、本当にこれが博物館が行うような事業であるかというような展覧会を行うところが非常に多くなっているのも、多々見受けられるのも事実ですね。そういうことを考えますと、西洋の方ではキュレーターというような制度もあるようなのですが、日本ですとあまりキュレーターというようなことを聞かないのですね。そういう、学芸員の専門性とキュレーターとの関係というのは、今、日本の博物館の中ではどうなっているのでしょうか。

【山本調査会長】 半田委員。

【半田委員】 多くの日本の博物館に勤務しておられる学芸員の方たちが、名刺の英文版のところではキュレーターというふうに書いていると思います。しかしながら、欧米あるいは海外と比較したときに、日本で言っている学芸員という人たちが担っている博物館実務は広範で、海外のキュレーターが担っている業務は、日本の博物館の学芸員業務の中ではごく一部であって、日本の学芸員は、お話にも出ましたけれども、非常に少ない人材配置の中で、マネジメントもやらなくてはいけない、教育普及もやらなくてはいけない、その一方でキュレーターに求められている、本務の資料の収集、コレクションのマネジメント、それから調査研究も担っていかなくてはいけないという現状です。その状況自体が、日本の博物館の非常に大きな課題だと認識しておりますので、そうしたところで、地域の博物館に勤務する専門人材としての学芸員が、今回の大きな方針の下で力を発揮するためには、基本的な制度であるとか、人材配置、人材育成というものが喫緊の課題として求められているというのが現状だと思います。

【鬼頭委員】 ありがとうございます。やっぱりそういうことでは、人材の育成というのは非常に大事なということが分かりましたので、また御議論をお願いいたします。

【山本調査会長】 私も幾つか回ってみると、地域博物館といいましょうか、本当に市民参加の博物館運営を非常に心得ておられるというか、その中で非常に、アマチュアの方が、学芸員の方の下にいろいろ専門性を集積して行って、広がりのある公開といいましょうか、資料の集積と、市民への学習に貢献しておるのをぼちぼちあるように思うのですけれども、なかなかそれがまだまだだと思っておりますけれども、この機会にそういうことが一層広がりを持つようになることが望ましいかなと思っております。

【半田委員】 済みません、もう一点だけ補足させていただきたいと思いますが、今の御意見の中にありました、今の日本の博物館の現状そのものが、地域の文化財をきちっと調査研究して活用していくという方向に向いてなくて、事業単体で見ると、数値的目標を達成できるイベント的な事業というものにウェイトが掛かっているのではないかと、この御懸念ですけれども、もちろんそういう部分は、外から見るとそうした傾向にあるのも事実だと思います。それも一つの現状の課題かと思っておりますけれども、多くの地域の博物館は、それぞれの博物館のコレクションだけに目を向けているのでは、そもそも活動が成り立たないという認識の下に、もっともっと地域に出て、地域の中の文化財であるとか、地域の人々との連携を博物館活動としてどう展開していったらいいのかという創意工夫をしながら、活動している現状がある。しかし、冒頭に指摘したように、財政的、人材的な制約の中で、なかなか思うようにそうした部分が進んでいないこと自体が非常に大きな課題であると認識をするべきだというふうに考えております。

【山本調査会長】 ありがとうございます。なかなか、行政評価も最近、博物館の場合厳しいので、なかなかつらい思いをしていらっしゃる方も随分多いと思っておりますけれども、その中でどのように今後展開していくかということが、このレポートの課題でもあろうかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、更に進めまして、中間まとめについての議論を個別の論点で深めてまいりたいと思っております。前回、地方公共団体における文化財保護事務の所管について議論をいただきまして、この件につきましては中央教育審議会の特別部会が既に作られておりまして、10月18日にその第1回が開催されるということでございます。前回の議論を事務局が、議論を踏まえまして更新していただいておりますので、それに基づきまして少し議論をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 資料3を御覧ください。本資料は前回の御検討を踏まえまして更新をさせていただいたものでございます。1ページ目、現行の中間まとめの記載そのままです。また、2ページ目が現行制度の概要ということで、このあたりも前回どおりでございます。3ページ目ごらんいただきまして、5. が方向性というところでございますけれども、波線が引いてあるところが、四つの要請への対応が担保される状況を自治体において整えた上で、の後ろに、例えば、開発行為との均衡に関して埋蔵文化財保護の体制整備や運用の確保、学校教育や社会教育との連携に関して教育委員会との連携方策の確保など、こういったことが四つの要請への対応ということで、前回の埋蔵文化財の分野で御懸念が

あるというお声がありました。ここに記載があります。

また、地方文化財保護審議会を必ず置くということを条件にして、条例によって移管も可能とするといったような形で整理しているところでしたが、この、地方文化財保護審議会を必ず置くという条件がどうなのかといったような御意見が前回ございました。その際に、地方文化財保護審議会が、諮問に応じるというだけではなくて、建議、前回も少し条文を読み上げさせていただきましたが、この建議といたしますが、将来の行為に関して自発的に意見を申し出るということでございますので、諮問ということに対する回答ということだけではなく、自発的に御意見を頂くというような形で、実は文化財の保護法、現行の制度上でも既に、こういったことが法律上整備をされている条文にはなっております。ただ、このような権限というのは、必要な場面でも行使はしていくといったようなことが必要なのではないかとございまして、地方公共団体において審議会が効果的に機能するというのが、この際には重要だといったようなことをここに記載をさせていただきました。以上です。

【山本調査会長】 というふうに修正をしていただいておりますが、この件につきまして、更に御意見がございませうでしょうか。18日に亀井委員に中教審の特別会に出ていただくことになっておりますので、そこに反映する御意見がありましたら、お出しいただきたいと思っております。どうぞ。

【亀井委員】 全権委任に向けているような感じで、いささか緊張しておりますけれども、要は、公平性あるいはもろもろの観点、四つの観点ですね、それがいかに担保されるかという、その一つの考え方として、地方文化財保護審議会を必置にするということなわけですけれども、この審議会のメンバーを誰が任命するのかということにも関わってくると思います。首長さんがやるんだったら、自分の息の掛かった人を集める危険性もあるということで、そこをどういうふうに公平性、あるいは学術的な水準ですね、専門性。それを担保するかということが一つ、鍵になるのではないかなというふうに思います。

それと、その地方文化財保護審議会を必ず置くということに対しては、文化財保護法の中で位置付けるということだと思っておりますけれども、それは地方の条例の中で位置付けるということになりますと、地方の条例は任意ですよ。標準条例なものを示して、これに従ってやってくださいという、それとの関連はどうするのかということが出てくると思います。

それから仮に、その任命権者の問題がクリアされたとしても、任期の問題がございませう。

首長さんは4年ですよ。で、この審議会の方の任期はそれとはちょっと違うような形にすると、新しい首長が来たとしても、継続性は担保されるのではないかなという気がします。したがって、仮に6年ということであれば、最初のスタートするときに、3年の委員と6年の委員を置くというようなことで、半々ずつ交代交代になっていくような仕掛けが事実上できるかどうか、その辺についても検討していただきたいなというふうに思います。要は、知事部局でやる、あるいは教育委員会部局でやるにしても、文化財のその本質を理解した上で、適切な公開活用、あるいは保存が図れば良いというスタンスに私は立ちたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【山本調査会長】 ほかに御意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【岩崎委員】 前回も、文化財審議会にどこまで期待できるかというふうな話をしましたが、諮問に応じるだけではなくて建議できる権限が法律上あったとしても、この四つの要件をチェックできるかについてはやはり疑問だと思います。なぜかという、文化財行政全てについて、審議会に報告する義務がありませんので、将来的に何をしようとしているのか、今何をしようとしているのか情報として入ってこないからです。文化審議会に法律上建議する権限があることと、文化審議会は四つの要件を規制する主体になり得るとするのは、別の話だと思います。もし、そこまで審議会に期待をするのであれば、審議会の役割を制度上変更するなどして、踏み込んだ施策を実施しないと、現状のままでは実効性という点において疑問符がつくと思います。

【山本調査会長】 いかがでしょうか。どうぞ。

【金野委員】 事務局のお考えをちょっとお聞きしたいのですが、文化財保護に関する義務を今後とも教育委員会が所管することを基本としますよね。ということは、その文化財保護という概念が今ここで変わろうとしていて、文化財保護の中には活用ということが色濃く入ってくるわけですが、そういうものを文化財の事業として実施するつもりがあるのかということです。守備一辺倒ではなくて攻めていく、これは私、建造物のことを申し上げているのですけれども、そのような文化財を活用することで保存するという点について、文化庁として主体的に事業を起こす、実施するというお考えがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

【菅野伝統文化課課長補佐】 その考えというのは、主体としては国にあるかどうかということでしょうか。

【金野委員】 そうですね。

【菅野伝統文化課課長補佐】　そこは、現在もその文化財の保存と活用ということを一マに文化財の継承を実現をしていくということで、今、議論がありますので、そういったことを前提に考えております。

【金野委員】　現状ではですね、一般的には国土交通省などのまちづくり部局が文化財を活用するというこの事業を起こして、文化庁側はそれを守るという立場で、よいバランスをとるといようなことが起きていると思うのですが、文化庁が、今まで国土交通省がやられていたことをやってもいいんじゃないかということ、前回申し上げたのですが、そういう考えがあるかということです。

基本的に文化財保護を、文化庁サイドですね、教育委員会でやるということはそういうことになりますよね。

【菅野伝統文化課課長補佐】　例えば、その都市まちづくりということだけではないんだと思うのですね。教育とか景観それから防災、これは霞が関でいえばいろいろな省庁が担当しているところがあるという議論の中で、様々なものと連携をしやすいといったような検討が、今回の検討にはあったかというふうに思います。ですので、景観というところもそうだし、それだけではなくて、教育とかそういったこともそうだし、防災というところもそうだし、より連携を深めていくということは、そうではないかと思います。その際に、国の行政として、関係省庁ともよく、我々もお話をさせていただいて仕事を進めておりますけれども、それは、その所掌がというよりは、お互いが所掌上、何と申しますか一緒に重なってくるところ、うまく連携してくるところというのがあるという状態ですので、そこをうまく連携をしながら、ということになるのではないかというふうに考えております。

【金野委員】　ハード部門は国土交通省の得意分野だからそちらで、というようなことになっていくんじゃないかと思うのですが、私は前々回のゲストの方が熊本のお話をされて、実は見に行ったんです。結局、公費解体100%というので、どんどん壊されている現状があって、有志の方々が、何とか登録文化財にすることで残せないかという活動をされているわけです。まちづくりサイドからいくと、こういうまちづくりをするからこれを使おうという発想であって、壊されるものは仕方ないという発想になりがちです。それを文化財サイドから見ると、これはどうしても残さなきゃいけないというところから発想して、じゃあそれを活用しようじゃないか、という考え方もあり得ると思うのですね。だから、文化財のサイドからそれを活用するという事業の組立てというのもあり得るのではないか

など思っています。

【山本調査会長】　　そういう意味ですね。

【金野委員】　　はい。

【山本調査会長】　　文化庁と、国レベルの問題もありますけれど、地方自治体の場合は、教育委員会制度改革で、総合教育会議という首長と教育委員会の連携が日常的に行えるようになっていきますので、それをどういうふうに、この場合を有効に活用するかという問題が双方にもあるんじゃないかというふうに思うのですね。まあでも、やっぱり文化財というと学校教育とかが中心になっていて、文化財というと隅に追いやられていた問題を、やっぱり、まちづくりというところに乗せて、ちゃんと議論をするというようなことが行われるということが重要ではないかなと改めて思っております。

この件はよろしいでしょうか。そしたらまた、18日第1回の特別部会の後、ここでの議論も踏まえまして、こちらでも議論を続けたいと思いますので、よろしくお願ひします。亀井先生よろしくお願ひいたします。

それでは、もう一つ、中間まとめの論点の一つ、民とのパートナーシップの問題につきまして、議論を深めたいと思います。事務局より資料の御説明をよろしくお願ひいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】　　そうしましたら今度、資料の4番と、それから資料の5番が関係資料になります。

まず資料の4番を御説明をさせていただきます。今回、民とのパートナーシップということで、表題としてくくらせていただきましたが、話題としましては二つ、この資料の中に掲載をさせていただいております。一つは、1ページの最初、1というところで、所有者の方々と共になって、個々の文化財の保存・活用を担う主体の位置付けということと、それからもう一つは、2ページ目から始まりますけれども、ローマ数字の2番から始まります、基本計画の実施に共に取り組む民間の団体の指定ということで、中間まとめの中でも、地域の総合的な視野に立ったという視点と、それから個々、個別の文化財の保存・活用の確性向上という二つのテーマがありますけれども、この二つそれぞれ、民とのパートナーシップということでくくらせていただいて、一つの資料にしているところでございます。

では1ページ目に戻っていただきまして、まず所有者と共に個々の保存・活用を担う主体の位置付けということで、これに関しましては、少しこれまでの議論の復習から入らせていただきたいと思ひます。まず、中間まとめの内容ですけれども、基本的な趣旨としまし

ては、文化財がその保存も活用も非常に専門的な知識が必要であるということから、所有者の方が全ての責務を担うという形式のみならず、外部の専門的な人材との連携を円滑化をして、保存・活用のための取組を活性化することもできるような仕組みが必要ということとございました。

具体的な内容の記載としましては、所有者の方と共に、文化財の保存・活用を担う主体を新たに位置付けてはどうかという内容。また、現行制度の見直しをしつつ、現行制度のような限定的な場面だけでなく、積極的な意味でも外部人材との連携を円滑化してはどうかということとございます。現行制度がどうなっているかという御説明は後ほどいたします。

また、この新たな担い手の業務内容ということで期待されていますのが、文化財の維持管理や修理に関して助言をするということ、また、保存活用計画、今回中間まとめの中で、個別の文化財の保存活用計画を位置付けようという御議論がございましたけれども、この計画の策定を所有者の方に御提案をするといった内容、また、公開・活用をプロデュースする提案をしたり、こういった形でどうかといったようなことを助言するということや、所有者の御意向に基づいて、自らも管理や修理や公開・活用といったようなことを担っていくようなことが考え得るのではないかと。

その際には、新たな担い手の要件ですとか資質担保の方策、また指導監督の在り方等といったものもセットで検討すべきではないかと。所有者の方と共に保存活用計画を作成することを必須とするなど、所有者の意向をどのように踏まえるかといったようなことも検討が必要ではないかということ、中間まとめまでの記載の例でございました。

更に振り返ってみまして、文化財所有者へのヒアリング時の御意見ということで、そこに記載をさせていただいております。まず一つ目は、第2回だったかと思っておりますけれども、文化財所有者の方のヒアリングからこの議論はスタートしているかと存じます。その際の御意見で、一つ目は全国重文民家の集いからでございました。重文民家の所有者、多くは活用に関するノウハウが不足をし、遠隔地に居住しながら保存に努めている場合も多いことから、文化財の所在地において維持管理を任せられる存在というのが必要である。そのため、維持管理や公開・活用に知見のある人材を育成し、そのような人材が文化財の保存と活用に主体的に関われるようにするなど、新たな枠組みが必要ではないかと。

また二つ目は、全国重要文化財所有者連盟の方々からでございましたけれども、過疎化や高齢化、後継者不足といったようなことを背景に、資金・人材の不足が深刻であるとい

ったようなこと、これを保存・管理を適切に行いつつ、できるだけ公開もするということは、所有者だけでは困難な現状を知っていただきたいということ。また、地域全体で協力していただける機運を高めてほしいということや、所有者だけで対策するのではなく、自治体やNPO法人、民間企業との連携といったようなことが必要ではないか。また、そのような連携に当たっては、次のページですが、第三者機関を設けて、保存・活用について相談できるような組織というのにも必要ではないかという御意見がありました。

また、第6回の企画調査会で配付しましたアンケートの結果の中から関連するものを拾いましたところ、文化財保護の担い手を広げる検討が必要であるといったような御意見や、所有者の実情から維持不可能になってしまう文化財について、所有者や、代替りの民間団体がそのまま維持できるような支援体制の検討をしてほしいといったようなものがございました。

対応の方向性でございますけれども、文化財の管理・所有の形態も多様化しており、実態に合わせて、かつ所有者の負担を軽減しつつ、そしてより適切に保存・活用が図られるために工夫が必要であろうということでございますが、まず、現行制度がどうなっているかということで、御紹介をさせていただきます。5ページを御覧ください。実は、その文化財の保存・管理に関して、所有者をお助けするような制度は、現行の仕組みの中でもございます。1番、文化財の保存・管理の主体についての概要という箇所をごらんください。文化財保護法上、文化財の管理、これは所有者が行うものとする規定がございますので、基本的には所有者の方がその責務を有しておいでです。ただ、所有者の方が特別な事情がおありのときは、管理責任者を置くことができるという規定になっております。

2. ですが、文化財保護法上の管理責任者、これは、所有者の方が特別な事情があるときに適当な方を、もっぱら自己に代わって当該文化財の管理の責に任ずべきものとして選任することができるという制度になっております。所有者は、となっておりますので、選任主体はあくまでも所有者の方でありまして、選任をしたときには文化庁長官に届出を頂戴してございます。また、特別な事情があるときということでございますが、この制度が導入された際の施行通知等においては、例えば所有者が海外に一定期間滞在する場合とか、所在地を離れて居住していてその管理義務を十分には果たせない場合、こういった場合が想定をされて制度化されております。また、適当な方ということで、管理責任者は運用上、自然人に限定しておりますので、法人や団体は含まれないとされております。

また、文化財保護法上、もう一つ仕組みがございまして、管理責任者は所有者の方が選

任をするというものであり、一方3番にあります。管理団体という仕組みがございまして、これに関しては国が指定するという仕組みになっております。所有者の方が判明しない場合、所有者若しくは管理責任者の方の管理が著しく困難、若しくは不適當であると明らかに認められる場合、文化庁長官が、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該文化財の保存のために必要な管理を行わせるというような形になっております。※として記載してございますが、管理団体が指定された場合、つまり所有者や管理責任者の方では不適當であるという場合には、所有者の方に代わってこの管理団体の方に相当の権利義務が有することになるということで、所有者の方には制限を課すことになるため、要件が限定的となっております。適当な地方公共団体その他の法人とありますので、責務の重要性に鑑みまして、運用上、任意団体を認めず、法人に限定をしているということでございます。

6ページでございます。この所有者の方が選任をする管理責任者、そして国が指定をする管理団体の実施行為の違いということでございますけれども、管理責任者の方は、所有者に代わって文化財の管理を行うというものでございます。少し下、【管理団体】を見ていただきますと、管理だけではなく、管理・修理・公開について所有者に代わる権利義務を有するというところでございます。もう一回上を見ていただきまして、管理責任者ですが、管理についてのみ所有者に代わる権利義務を有すること、また管理に要する費用の負担や修理を行う義務というのはないという状況です。また下を見ていただきまして、管理団体に関しましては、管理・修理・公開について所有者に代わる権利義務を有するの後に、国庫補助金等も管理団体に交付されます。所有者ではなく、という形です。管理に要する費用は原則、管理団体が負担をし、観覧料に関しても管理団体が徴収することができる旨の規定があるという形になっておりますので、これは、所有者や管理責任者ではなかなか、という場合になりますので、管理団体に様々な権能やそれから補助金等の権限も集めているという制度になっております。

5番の制度適用実績を見ていただきますと、管理責任者に関しましては、余り運用はされていないというところでございますが、一部実績もあるという形でございます。管理団体に関しましては、特に、史跡名称天然記念物を御覧いただきますと、3,210件中1,696件ということで、多くのものを管理団体に指定をしております。これは、史跡名称天然記念物に関しては他の類型と少し性質を異にしております。所有者が、つまりその地域の地権者といいたいまいしょうか、権限を持っている方、所有者の方が、範囲が広い史跡の場合はたくさんの方がお持ちの場合があるということで、所有者が多数にわたるということ

がございますので、一人一人の方が全体のマネジメントというのは非常に厳しい部分もございまして、重要文化財とは異なって、管理団体による管理というのを原則としまして、管理団体がない場合に所有者が管理責任者を選任した場合には、当該管理責任者が管理を行うといったような仕組みにしているということで、史跡名称天然記念物に関してはこの制度が多く使われているということでございます。

少し戻りまして、では資料の2番目というところに戻っていただきまして、今、2. 対応の方向性の現行制度まで御紹介をさせていただきました。真ん中の（論点）というところからでございます。現行制度では、国が指定するという管理団体と、所有者の方が選ぶという管理責任者という制度がございますが、今回ヒアリング等の御意見ですとか、これまでの議論、こういったものを踏まえまして、所有者の方と一緒に文化財の保存・活用を担う主体を位置付けるという御議論でございましたので、管理責任者の方の制度つまり所有者が選任して国に届け出る仕組み、こちらの見直しということも併せて行ってはどうかというふうに考えております。また、現時点で具体的にニーズが出ているのは建造物ということございましたけれども、特に重文民家の集いからのヒアリングの結果を踏まえてその後も議論が出ていたということだったかと、経緯としては認識をしておりますが、対象とする文化財の類型についてどう考えるべきかということも大きな論点かなというふうに存じます。また、所有者が選任する仕組みということで検討していく場合には、有効に機能するように、所有者の方が選任を希望する場合の相談の先ですとか、適切な情報が得られるような仕組み、こういったものも望まれると思われませんが、例えば文化財所有者への相談、助言、こういったことに取り組んでいる公益的な団体の情報などを、国や都道府県が提供するといったような形式なども考えられるのではないかとこのように思っております。これ以外にも多々論点あると思っておりますが、中間まとめの時点でかなり論点が出ておりましたので、中間まとめで出ている論点も含めて、また御検討いただければと思っております。

続きまして、2番、基本計画の実施に共に取り組む民間の団体の指定という論点でございます。まず、中間まとめにおける内容に関しまして、復習をさせていただきますと、基本的趣旨としましては、地域の文化財の調査研究、保存、活用などに係る民間の活動を積極的に位置付けた上で、民間と公共が、地域の目標や大きなビジョンを共有し、相互に補完しながら協働して取り組むことが必要という御議論でございました。

次のページに行ってくださいまして具体的な内容としましては、基本計画の趣旨に沿っ

て、地域の文化財の総合的な保存・活用に資する事業を自立的に推進する法人・事業について、市町村が一定の要件の下で指定・認定するといった仕組みを検討してはどうかということをございました。このようなパートナーシップを結ぶ団体の要件ですとか資質のチェックの在り方、これは今後の検討事項ということ、また民間主体が保護すべき文化財を把握した場合に提案できるといったような仕組みもいいのではないかという御議論もございました。

ここで、具体例ということで、資料の5番を見ていただければと思うのですが、こちらの資料に関しましては、事務局において、民間の団体の活動事例ということで、収集をさせていただきましたものです。本資料、この検討に資するように、あくまで我々の方で参考となるようにということで作ったものですので、例えばここに挙がっているものが全てどこかの団体で指定されるべきとかいうことよりは、どのような団体さんがいろいろとあるかということ念頭に置いた上で、検討をしやすいように作成している資料であるということをご申添えます。

1ページを見ていただきまして、個々の文化財についての民間の人材ということと、地域の基本計画との関連で指定される法人と、それぞれどういう関係にあるのだろうかというような形で整理してまして、左側、地域の文化財に広く関わる取組ということで、例えば相談を行ったり、事業を実施したり、調査研究に取り組むといったようなこと、地域の文化財に広く関わる取組を、この資料の中で主に収集をしておりますけれども、右側にある個別の文化財について所有者が実施すべき内容に所有者と共に取り組むという、先ほどの資料のローマ数字1番で見ていただいたようなものとも、なかなか関連がしてくるところかなというふうにご思っております。

では早速ですが、2ページから御紹介をしますと、まず2ページの事例は、太宰府市における市民遺産、育成団体の仕組みということで、団体の御紹介というよりは仕組み自体を御紹介をさせていただくページでございますが、太宰府の特徴的な取組として、その物語というのを市民遺産として位置付けておいでですけれども、この際は育成団体からの提案に基づいて市民遺産としての認定・登録を太宰府市が行っておいでです。しかも、太宰府市の方で審議会に諮り、ではこの団体を認定しましょう、市民遺産を認定しましょうということをやっておいでです。それぞれの育成団体さんが、市民遺産提案の際に提出した活動内容に基づいて、自立的に活動を行っておいでであるという形になってございまして、この青字の育成団体についてというところにございますけれども、任意団体であったりNPO

であったりとか、公益財団法人とか、そういった様々な、特に制限はなく幅広い団体を位置付けて、育成団体として登録をされているというふうに向っておりますけれども、育成団体の活動一覧という部分を見ていただきましても、本当に多様なものがあるといったようなところでございます。

続きまして、3ページから具体的な団体さんを紹介をさせていただいております、右上の黒字で、例えばこの3ページであればデータベース、調査、保存・展示、研修、発信などと書いてありますが、それぞれの取り組んでいる活動内容を拝見して、少し定性的な表現で右上に記載しております。NPO萩まちじゅう博物館ですけれども、まちじゅうを対象として、指定・未指定に関係なく、自分たちが大切だと思う文化財を保存・活用をしているということで、歴史的建造物から民具、美術工芸品などといったようなところで有形、無形関係なく総合的にやっております。事業内容としては、データベースを管理する、リストとして管理をする、文化遺産の保全・モニタリングをしたり、文化遺産を用いた文化解説、発信・公開、こういったことをやっております。

4ページ、公益財団法人妻籠を愛する会ですけれども、こちらは文化財の維持管理、情報発信、研修、普及啓発などといったようなことで、昭和40年代から全国に先駆けまして、町並みの保存ということと、保存ということ自体を観光開発だということで、着手をされているところでございます。活動の内容というところで、文化的な、昔あったような行事を再現するであるとか、文化財そのものの維持、ふき替えとかですね、それから景観整備とか、それから大学講座とか、そういったようなことまで取り組んでおいでの団体です。

また5ページに行ってくださいまして、今度は気仙沼の風待ち復興検討会ということで、こちらに関しては、大規模な復興の整備ということが震災後に想定をされて、その際に歴史的建造物の保存が危惧されるという中で、被災した登録文化財を修復していこうということで、修復状況の情報発信であるとか、またモニターツアーの実施、こういったことも行いながら、普及啓発を行いながら、歴史的建造物を調査をしたり、応急修理をしたりといったような取組をしております。

また、6ページ、7ページ、御覧いただきますと、6ページと7ページは、住民の方々による街歩きのツアーの企画運営ということで、一つがまいまい京都という団体ですけれども、京都の住民の方々によるガイドツアーの実施ということで、地元の方々がそれぞれの得意分野で街歩きをするツアーを実施していただきまして、専属のガイドさんを抱えずに、地元の愛をもっとみんなに知ってもらおうというテーマでやっております。

また、7ページ見ていただきますと、長崎コンプラドールさんですけれども、こちらもやはり、地域住民がガイドとなって、地域住民を中心として調査研究をしたり、人材育成をしたり、ネットワーク化をしたりしながら、街歩きのコースを紹介をしていくという長崎さるくという取組を実施しておいでです。

また、8ページ、NPO法人のたいとう歴史都市研究会、こちらは、いつでも国の登録有形文化財となれるように歴史的な建物の価値を担保しつつ保存・活用を実施し、文化財の管理をオーナーに代わってNPO団体が行いまして、例えば貸し出しをしたりしながら、その賃貸料から地代を払うといったような仕組みをやっているということで、事業内容としても維持管理・活用運営、調査研究、勉強会、情報発信、相談・助言といったような内容になっております。

また、9ページ御覧いただきますと、市街地を舞台にして企画展示を実施をして、ガイドを育成しているという佐原おかみさんの会。古い調度品であるとか、暮らしぶりであるとか、伝統的な味、コレクション、こういった佐原の商家に残る様々なお宝を公開・活用していくということと、佐原を大切に思う女性、おかみたちが、展示とかイベントを行う学芸員となっていくということで、来訪者の方をおもてなしをしていくといったようなことをしておられます。

また、10ページ、それから11ページもそうですけれども、古民家を活用するという団体さんですけれども、Kiraku Japan合同会社さんに関しては、日南市からの委託、業務委託を受けまして、町並みの再生事業、そして古民家を活用した宿泊事業ということをやっておいでです。全国に散らばった文化遺産のプラットフォーム化、こういったことも併せて目指して取り組んでおいでの団体さんです。

また、11ページ見ていただきますと、アレックス・カー委員が中心となって取り組んでおいでですけれども、これも古民家関係でございますけれども、地域に残る資源を滞在施設として改修をすることによって残していくといったようなことと、地元の住民の交流の場としても活用していく。また、地域の移住者の方々が将来不安なく継続して働けるような環境の整備も、併せて実施をしていくといったようなことをされておいででございます。

またその次、12ページですけれども、歴史体験サポートセンターということで、古墳の学習館の運営をしながら、より幅広い世代に、地域に向けて歴史体験学習を実施をしているということで、事業概要というところで、例えば歴史体験教室、子供向けの講座であるとか、物作り体験であるとか、そういったこととともに、史跡や学習館の広報、ボランテ

ィアの要請， こういったことをしておいでです。

また， 13ページ見ていただきますと， 古材文化の会ということで， 古材に関しての調査研究から， 相談受付， また普及啓発， それから人材養成のための講座， 講座修了者を中心に組織を結成をして， また様々なプロジェクトを行うという発展的な取組をしておいで
の団体です。

14ページは， 次は民俗文化財の関係ですけれども， 祭りや屋台の維持というのを， 江戸時代からの町内会組織の単位で保存連合会というのを組織をされまして， 無形民俗文化財の実施はもちろんのこと， 町並み自体も保存するための共通的な課題を申し添えたりとか， 町並み整備の申し合わせ事項を周知徹底をしたりとか， 行事を行いながら伝統的な生活文化を守っているという団体さんです。

また， 15ページを見ていただきますと， 今度は鉄道文化ということで， 北海道各地に残されているような鉄道資料というのを， 北海道の文化財として捉えていくといったようなことをされて， 市立の総合博物館とも連携をされながら， ボランティアによって車両の修復とか清掃とかに取り組んでおいでです。

また， 16ページは， 西沼田サポーターズ・ネットワークということで， 遺跡の発掘から整備の段階， こういったところから地域住民を巻き込んでいこうということで設置されたネットワークでございますけれども， 遺跡の管理・運営， これに関しては天童市からの指定管理を受けながら， 雪囲いとか草取りとか， そういったことも含めてやっておいでです。また， 生涯学習ということも取り組みながら， 首都大学との連携でからむしの栽培とか， 磁器の復元とか， 大学との連携もやっておいでです。

また， 17ページ， これに関しては， 中村ブレイス株式会社さんということで， 株式会社における取組ということですが， 概要というところには書いておりますけれども， この会社自体が取り組んでおいで
の事業内容がありつつも， それと併せて古民家を数多く買い上げをされて， その買い上げをされたものを， 例えばこの写真にあるような世界一小さなオペラハウスというものにしたりであるとか， 貸し店舗にしたりであるとか， こういったことをしながら守っていくという取組を事業と併せて実施をしているということで， 起業以来， この取組をして， これまでに55棟ほどの買い上げ再生をされているということでございます。

また， 18ページ， 公益財団法人永青文庫ということで， 民間の伝来の文化財の保存・研究を行っているような団体さん， こういったものをどう捉えるべきかなと思ひまして， こ

ういったものも入れておりますけれども、永青文庫さんは細川家に伝来の文化財の散逸を防ぐ目的で取組を行っておられまして、大学とも連携をしながら研究を行ったり、普及啓発をされたりしている団体さんです。

また、19、20、21ページに関しましては、これまでも地域の活動を御紹介する際にも少し御紹介をしておりましたので、ここでは残念ですが割愛をさせていただきます。また、21ページには金野委員のノオトも入れさせていただいております。

資料戻っていただきまして、今、資料の4番の3ページ的具体例のところまででございます。3ページ、対応の方向性からまいります。まず一つ目、基本計画の実施に共に取り組む民間の団体の指定ということで、文化財に関しては従来から、所有者を支える住民・団体、多様な主体によって継承が行われてまいりましたので、基本計画の実現に向けても行政だけではなく、共に活動していく団体というのがありまして、それで一体となって取組を推進するといったようなことで、連携する促進の仕組みというのを設けていこうということでございます。

基本的な枠組みといたしましては、指定の主体ですが、これはやはり基本計画の策定主体である市町村とすべきではないかということと、指定対象になり得る団体ですが、地域に所在する文化財について、総合的に保存・活用に資する事業を自立的・主体的に推進する法人ということで、ちょっと仮称で文化財保存活用支援法人といたしましたが、ここでは単に指定法人と呼んでいこうと思います。市町村が基本計画で団体の指定の方針などを明らかにしまして、団体が、自らの活動方針が合致すると考えた場合に、市町村に指定を求めるといった流れが考えられるかと存じます。つまり、市町村の方が基本計画の中でどういった方針でやっていくかというのが先に明確になった上で、団体の方が、では、というような形のイメージです。

また、市町村による指定の考え方ですけれども、市町村が指定する際に、法人の事業実績、今後の事業計画等、こういったものを確認をされまして、計画期間中の中長期にわたって連携できるかどうかといったことなどを判断して、指定をしていくということ。また、一つの市町村において、複数の法人指定を行うということも想定されるのではないかと存じます。法人の指定の方針につきましては、市町村の計画の中で明記していくということが考えられる事項ではありますが、基本的な考え方などは国の方でも整理が必要かなと存じますので、指針の中でも少し留意事項などを示していくということも考えられるのではないかとということで、その点は指針の検討の際にも少し深掘りをする必要があるのではな

いかと存じます。

また、この指定法人の業務内容に関してでございますけれども、業務内容としましては、基本計画に位置付けられた文化財の保存・活用のための措置に合致する業務ということになろうかと存じます。その内容は、地域の立てた基本計画に応じて異なるものとは考えられますが、例えば文化財の所有者の方々の管理・修理の相談の機能、また地域の文化財の総合的な保存・活用に関する事業を実施をしたり、その事業、そういうことを実施する事業に参加をするということ。また、自ら文化財を取得して管理等を実施したり、またないしは調査研究をするといったようなことも想定されるのではなかろうかと存じます。

では、こういうような定性的、例えば調査研究や事業の実施などと少し定性的に書きましたけれども、具体的にどのようなことなのかということでイメージだけ書かせていただきましたが、地域の文化財の調査研究をしたり、所有者への修理・管理の助言をしたり、例えば普及啓発プログラムを実施したり、地域の文化財の情報発信をしたり、例えばクラウドファンディングのような形で修理費用を収集した上で、保存・活用に対して助成をしたりとか、登録の文化財建造物、未指定の建造物などの継承に向けて、事業者とのマッチングを図るといったような、多様な活動があり得ると存じます。

また、要件・監督等というところですが、指定法人に関して、制度上は、法人格を有する団体、例えばNPO法人、一般社団・財団、公益社団・財団、文化財の保存及び活用の推進を図る活動を行う会社などが想定されますけれども、などというところに任意団体のようなものも想定されるかもしれませんが、今後引き続き検討が必要ではないかという論点を出しました。また、文化財の保存に懸念が生じるような場合など、万が一に備えまして、例えば指定の主体が業務の報告聴取や改善などの指導、それから指定の取り消し、こういったこともできるようにしておくようなことが必要ではないか。また、国や都道府県も指定法人への情報提供であるとか、指導助言、こういったことができるようにしておく必要があるのではないかと存じます。

また、指定における効果というところですが、市町村にとっては、適切な官民協働を進めていただいて、文化財の保存・活用の取組をより活発に進めるということに効果を発揮するということを想定していますし、一方で指定を受ける団体にとっては、市町村の考える方向性を共有ができる、そして活動する団体であると、そういったことを共有しながら活動する団体であるということが明確になりますので、より地域とも連携をしやすくなるということが想定されます。

また、これは市町村の判断により、ということになろうかと存じますが、基本計画の策定や変更、そして計画実施に係る連絡調整、こういったことを担う協議会という枠組みを検討しておりますけれども、この協議会の構成員にも指定法人が加わっていただくということも想定されるのではないかと存じます。これに加えて、指定法人がその活動を進める中で、例えば散逸の懸念のあるようなものに出会った場合、そういうような情報を聞き取った場合、こういった場合があり得るかと思存しますので、市町村に対して基本計画の枠組みの中に当該文化財を加えて、必要な措置を講じるといったようなことを提案できるような仕組みというのでも検討してはどうかということが、中間まとめでもございましたので、この中にも記載をさせていただいております。

説明長くなりまして失礼いたしました。以上です。

【山本調査会長】 ありがとうございます。それでは、民間とのパートナーシップの件につきまして、いろいろ御意見あろうかと思存しますのでよろしく願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

【西村委員】 最初に済みません。ありがとうございます。基本的にはこういう方向に私、賛成です。一つの大きな考え方として、今まで既に資料5で紹介されたように、各地に、特に不動産文化財が中心ですけれども、そういうものをまちづくりに生かして頑張ってきた人たち、多いんですよ。たくさん、各地にいらっしゃいます。そういう、今まで長いことやってこられた方を、この法律の中できちんと位置付けてあげて、いろいろな形で基本計画の中で活動してもらいやすくするというのは非常にいいことだと思うのです。これは、新しい形の法律の在り方というか、ここで何か、新しい仕組みを作って、天下り法人を作ったりするのはまた違うので、非常に重要ではないかと思存します。その意味では、いいことだと思うのですけれども、このところ、こういう仕組みで作られた法人とか機構というのは、それなりにあるわけですよ。一番近いところでは、歴まち法の歴史的風致維持向上支援法人という、理想的な長い名前の法人ですけれども、これとどう違うのかと。多分、自治体の人はそう思われますよね。なので、その、前も言いましたけれど、やはり歴まち法の中の、ここで協議会のことも書いておられますけれど、これも歴まち法の中に既にある仕組みなので、自治体側からすると、同じようなことをもう一回作るのかというように思われかねない、何か独自性が何なのかというのは非常に重要だと思うのです。

ただ、歴まち法だけでなく、例えば都市緑地法という法律が、昔、都市緑地保全法とあった、今、都市緑地法になっているのですが、その中に緑地整備機構というのがあるの

ですね。これなんかは、割合、緑地を守るための、基本的には財団を指定しているのですが、似たような仕組みなので、そこでどういうふうに機能しているか、数が少ないので機能していない部分があるわけで、そこも少し、ほかの省の話ですけれど、少し研究をされて、ここの場合の独自性を考えられるのは重要だと思うのです。ただ、先ほども申し上げましたように、歴まち法の支援法人とどう違うのかというのは、すぐに聞かれる質問だと思うので、その辺はどうですか。

【山本調査会長】 いかがですか。

【菅野伝統文化課課長補佐】 ありがとうございます。今、先生からも少しありましたけれども、歴まち法とか他の法令等がありますが、歴まち法も実は、そこまで多くの指定法人の指定数が実は増えているわけではないのですが、これも余り文化庁だけで分析すべきではないかもしれませんけれども、やはり歴まち法の場合、歴まち計画の中に記載されたアクションプラン自身は、地方公共団体も主体的に取り組んでいくということで、文化財の方がより、今、西村先生がおっしゃったような、民間の団体と連携するというシーンが、様々な場面で生じてくるようなものですので、他の制度を参考としつつも、恐らく文化財保護法上に位置付いた方が、より使いやすいといえますか、これまでの他の法令よりも使われていくのではないかという予想もできるかなと考えているところです。これもやはり、国交省さんとも連携をしていかなければならないところでして、既にある幾つかの団体さん、拝見をさせていただいておりますと、今回のこの文化財保護法の想定をして、指定をしていこうというものとも非常に合致をしますし、隣接をすると。もしかしたら建造物の部分だけが多いのかもしれませんが、今回の保護法に関しては、一つの類型だけではなくて、総合的な保存・活用とか、普及啓発とか、そういったことも入れつつ、歴史まちづくり法との連携というのは、前回も御質問いただいておりますので、両方が一緒になって機能するということも、現在の運用上もございませぬので、そういった視点も置きながら、文化財保護法に新しい制度が位置付けば、歴史まちづくり法の指定法人、幾つかあるものに関しても、うまく連携、この法律の中でも捉えながらということやっていく必要があるのかなと思います。

また、このオリジナリティーというところも、非常に重要かと思っておりますけれども、かなりたくさん、多くの団体がおいで地域についても非常に熱心にやっておりますので、こちらの法律に関しては本当に複数の団体が動くということもあり得るかと思っておりますので、そのあたりも含めて検討していくことが必要なのではないかなというふうに思

っております。

【山本調査会長】 はい、どうぞ。

【西村委員】 済みません、何度も。それで結構なのですけれども、もう一つ考えられるのは、ここは指定文化財だけでなく、未指定の文化財まで広げていくと、不動産に関わるだけでもかなり広がると思うのですね。ですから、歴まち法がいう重点区域を越えて、はるかにいろいろなところに関わりそうだと。ただ、関わっていくのが広がると、多分それは農村部の方に広がっていくんだと思うのですよね。そうすると、前回議論になったように、そういうところは計画そのものができるかという問題が関わってくるので、計画の策定への支援と、それからこういうものがセットで考えられないと、あっても宝の持ち腐れで、結果的になかなか使えないということも考えられそうなので、それも十分留意していただきたいと思います。済みません、長くなって。

【山本調査会長】 金野さんと、それから藤田先生。

【金野委員】 ありがとうございます。是非実現していただきたい制度であります。弊社も是非指定を受けたいと、聞いていて思いました。

まず、4ページの一番上に例示があるのですけれども、本文中には事業の実施という言葉があるのですが、この5点の例示の中には、どちらかというのと支援項目しかありませんので、事業の実施ということも書いていただけたらというふうに思います。

西村先生がおっしゃったことは、私もいつも疑問に思うのですけれど、ここは現実的には、各省庁に制度を出してもらって、よりよき制度が生き残るということでもよいのかなというふうにも思います。ちなみに、弊社は歴史まちづくり法に基づく法人指定を受けておりませんが、地域再生法に基づく法人指定を受けているのですけれど、全国に数社しかないらしいです。制度というのは、出口があって成果があつての制度だと思うのですけれど、いろいろやってみてということだと思います。その上で申し上げるのですけれど、結局、法人指定受けたときのメリットですよね。名誉なことだとか、社会的なステータスだとかいうことはあると思うのですけれども、やはりメリットが必要だと思います。

決して、予算を付けてお金を配るといふようなことはやめていただいて、前回から申し上げているように、例えば現状変更に対する届出制度を作って、活動そのものがしやすくなるような支援をすとか、建築基準法との連携を取って、適用除外を認めて、活動がしやすくなるすとか、そのような形で、そこに登録したら、そういう制度上のメリットが受けられるんだということが指定とセットになっていることが重要ではないかと思ひます。

【山本調査会長】 藤田委員。

【藤田委員】 私の勘違いかもしれませんが、この5ページの資料を見ると、管理責任者というのと、管理団体というのがあるのですけれども、この民間の力をかりてといっても、その民間というのはやっぱり、先ほどからお話出ているように、何らかの法人であると思うのですね、個人ではなくて。そうすると、この文化財保護法の中での管理責任者にもなれないし、それから特別な事情がそうあるわけでもないから管理団体にもなれないということになって、この規定そのものを変えないと、今いろいろ、いろいろな団体が実際に文化財のことについていろいろ活躍されていると思うのだけれども、文化財になったとたんにその修理とか活用ができなくなるという、裏返しの規定になっているんじゃないかという危惧があるのですけれど、その点はいかがなんでしょうか。

【山本調査会長】 いかがですか。

【菅野伝統文化課課長補佐】 そのようなことで中間まとめでも現行制度の仕組みも見直しつつということで記載されたのではないかと存じますので、少しこれで見合わせていただくと、例えば中間まとめの中では、現行制度のような限定的な場面でなく、積極的な意味でも外部人材との連携を可能にするといったようなことがありますので、そういった意味で、今、指摘いただいたところなどは正に合致するところなのかなというふうに考えております。

【藤田委員】 そうですか。ありがとうございます。

【湯浅委員】 この、進めていくに当たっての、この民間とのパートナーシップが非常に大事な点だと思うのですが、多分キーになるのはパートナーシップという言葉だと思うのです。このパートナーシップを自治体や行政が民間としていくときに大事なものは、そのゴールを共有していくことだと思うのですけれども、ここの場合、基本計画に、その各自治体の実施に取り組む、推進するために有効に進めていくために、民間とのパートナーシップを組んでいくということなので、まず一つは、この資料5を見せていただきますと、各それぞれNPOですとか、それぞれの団体というのは独自のミッションの下にいろいろな事業をしていて、独自の目標設定があるのだと思うのですが、その様々な民間団体の得意分野を有効に活用といいますか協働していくためには、そういう、より、基本計画の中に具体的に目立つ目標とかアウトカムというものを記載していないと、どこと協働するかということが出てこないんだと思います。なので、そこは目標をきちんと明確にするというのは、より強調する必要があるかなということと、皆さん多様な民間団体は活動をしていま

すので、もう既に書かれていますけれども、一つの市町村が複数の法人指定を行うことも可というのは非常に大事なことで、それにより幅広い効果が期待できるかと思いました。

そこで、そのパートナーシップのときに、あともう一つ、4ページの、要件・監督のところでも少し書かれてはいますけれども、この監督という言葉とはまた違うと思うのですね、パートナーシップの場合は。協働することによって、どこまでの効果が達成できているということをモニタリングして、効果検証していくというのは必要なことだと思いますので、やはりその具体的な各自治体、パートナーシップ含むときに、どのような長期目標を立てて、パートナーシップを組んでいくかという、そのモニタリングや効果検証のプランも明示する必要があるのかなというふうに思いました。

1ページ目のところに、具体的な内容で矢印で四つですね、文化財の、新たな担い手の業務内容で、文化財の維持管理ですとかいろいろ書いてありますが、3番目の公開・活用をプロデュースというところが、一番最初に御説明いただいた中間まとめに対する意見の中でも、公開というものがそもそも何なのかというのが、いまだに観光促進に使われるのではないかみたいな懸念のコメントもあったと思うのですけれども、この公開・活用というところをもう少し深掘りしてというか、明記した方が、より幅広い活用の効果といたしますか、例えば調査研究とか普及とか、いろいろなことが活用を含めるべきだということも書かれていましたので、もう少しこの言葉を追加した方がいいのかなというふうにも思いました。

【山本調査会長】 岩崎委員。

【岩崎委員】 まず、ローマ数字のIの部分の中に、管理団体あるいは管理責任者の対象を、現時点で具体的にニーズのある建造物以外にも広げるかどうかといったことが書いてありますが、事故も多く慎重な扱いを必要とする美術工芸品については、取りあえず除外をしておいた方が安全ではないかと思えます。

それから、基本計画の実施に取り組む民間の団体の指定に関して東北の復興に関わった方に意見を聞いてみたところ、地方には体力のある市町村が極めて少ないので、復興事業で現実に起こった事態、すなわち、地元とは関係のない中央から基本計画を立てるコンサルのようなものが入ってきて、結局補助金がそこに落ちていく構造ができて、地元が取り残されるようなことが起こるのではないかと、というようなことを心配していました。

3ページの基本的な枠組みに関する記述では、飽くまでも市町村が基本計画を立てて、そしてそれに見合う民間を取り込んでいくという話ですが、実際は、基本計画自体が企業によって行われるということも、十分考えられます。京都でも、建造物の保存活用計画をコ

ンサルが計画の策定そのものを請け負っている事例があります。地域にとって大切な文化財をネタにコンサルだけが儲けて地域は取り残される、といったことが起こらないような手当が必要ではないでしょうか。基本計画をどのように立てるのかという辺りについて、少し慎重な検証が必要だと思います。

それから、4ページの文化財の保存・活用に関して、指定法人を作っていくということに関わるのですが、日本史資料に関しては、阪神大震災の後に、史料ネットという組織ができました。それは、神戸大学の教員が中心になって、学生さんあるいは関西の学会員を動員して、地域に入って、被災した資料を救出する活動です。今はNGOになって活動しているかと思います。手弁当でやっている活動で、会員制で会費を集めて運営資金を確保しています。その後各地で地震、災害が起これると、神戸のノウハウを活かして資料を救出するボランティア組織ができて、数多くの史料を救ってきました。おおむねそういうところは、法人ではなく大学の教員、あるいは博物館の人たちが中心になって活動するという枠組みをとっています。法人ではないが、危機的な状況のときにかかなりの機動力を持って活動しているので、そういう活動体もすくい上げられるように表現を工夫してほしいと思います。

以前、この会議で、大学をもうちょっと活用したらどうかというようなことが、建築の先生方から出ましたが、私は民俗の分野でも大学が機能している例を知っています。東日本大震災の後、東北で、民俗学の先生が、学生を動員して津波で瓦れきになった中から民俗資料を救出して、大学に持ち帰って学生さんが掃除をして、脱塩をして、きれいになった民具をいろいろな場所で展示するという活動をしています。展示には地元の人たちがやってきて、懐かしい気持ちになったり、なぐさめを感じたりして、それが復興の助けになるというような活動になっているそうです。そういう草の根的な、なかなか目立たないんですけれども、大学で実際に行われている活動は、地域の文化財にとって重要な役割をすでに果たしているように思います。大学自体も地域貢献を求められている時代ですので、大学の存在を視野に入れた記述をお願いしたいと思います。

【山本調査会長】 中川委員。

【中川委員】 大学に関してはそのとおりで、私のところでも今いろいろやっています。しかし、そもそもどのような法人がこの指定法人にどう入るのかというところが、やはり気になるところです。先ほどから出ているように、国が認定する認定団体というのはいろいろあります。そうした中で、ここで、文化財保護や活用に関して文化庁が指定する指定法人というのは一体何なのかということを、きちっと定義しておく必要がありますよね。

その場合やっぱり懸念されるのは、文化財の修復に関わる団体とうのはきわめて幅広いということです。例えば京都ですと、建造物も美術工芸品もそうですが、伝統的な工芸品・建築の修理を請け負う会社みたいなのがありますよね。あるいは、指定文化財だと、その修理に関わる認定業者がいますよね。そういう団体はこの指定法人とどう違うのか。あるいは含まれるのか。更に、この指定法人に指定された場合、何がどこまでできるのか。先ほど出ていましたけれども、そうしたことをきちんと示す必要があると思います。そして、文化財の修理に関わる民間団体の中には、非常に積極的で、まちづくりにまで関わろうとする団体もありますけれども、文化財保護の分野ですと、伝統的な修理の枠組みの中で長年やっているような団体も多い。

例えばこの中で紹介された京都の古材バンクの会というのもそうで、正に名前のおりで、いらなくなった古材をどうやって活用できるかということで活動が続けてきていて、積極的にまちづくりに関わろうとする志向は持っていない。けども、実際にはこういう団体が文化財の活用に果たす役割は大きいわけです。つまり指定法人といった場合に、文化財保護活用においてどういう役割を担う法人が指定されるのか、そして指定されたら何がどこまでできるのかということを示すことが必要だろうし、更に言えばそれは法人だけなのかということもあります。個人はどうするのか。その辺のことが、もう少し、わかるような書き方をしないといけないのではないかと、そんな気がします。

【山本調査会長】 原委員。

【原委員】 済みません、私も中川先生の御意見と同じで、今の選定保存技術者の制度とどのように違っていくのかなというのがすごく不安に思っております。実は、現場に入ると、所有者さんからこうこういうふうには保存活用したいんだけど、どのようにしたらいいだろうかというのを、我々学芸員というか地方自治体の者がやはりアドバイスできるものではないので、大抵、選定保存技術者さんの方にお声をお掛けして、どなたかにアドバイスを頂きながら、どのように保存、そして活用に持っていかというのをチームでやってきているというのが実態なんです。

それを、じゃあ何でその人なんですかって、大抵現場で言われるので、国の選定保存技術者ですからということで今は納得していただいて、その業者を何社かのうちから選んでくださいねという形でやらせていただいているのですけれども、昨今なかなか、仕事が多くて、やってももらえないという状況ではあるのが現実です。でも、そうなったときに、市町村ごとに決めるとなると、結構その認定の、指定の実務が非常に市町村さんにとっては

負担になるのかなというのが一つ目の心配。

それから、市町村さんにとってはいいと思っても、ちょっと高位の行政体から見ると、うん、あの団体ちょっと問題ないかい、というような部分に対してどのような助言、指導ができるのかという、都道府県あるいは国の指導がどのように入っていくのかというのも、一つ心配。

それから、そういう団体が、というよりも、市町村にとって文化財を保存して活用にまで持っていくというのは、多分、町村になってくると一大プロジェクトになっちゃっていて、市町村の歴史の中で1個か2個しか仕事がないという団体のときに、自分たちの地域だけにまず指定をすることから始めなくちゃならないのかということになっちゃると、相当ハードルが高いので、そうなると大抵、島からも町村からも、どなたかいい方いらっしゃいませんかねというふうに、問合せが来るのが現実なんです。そのときに、うちも、あるいは国の選定保存技術者を御紹介しているという実態の中で、市町村ごとに指定を任せるとするのは、本当に現実的なんだろうかというのは心配です。

今でさえ、選定保存技術者の人たちに、団体としてはあるんですけれども、それぞれ個人個人違う人たちが選定保存技術者の中にいらっしゃいますので、本当にいい人をつかまえなくちゃならない、あるいはこの作品、あるいはこの文化財について精通した技術者をつかまえるというのは、実は至難の業でして、ガラスだったり、鉄だったり、紙だったり、あるいは漆だったりというものが含まれているたびに、どの人を選んでしようかな、これの扱いを一番なれていて、それでなおかつ活用、展示あるいは活用にまで持っていける人、アイデアできる人はどういう人かなというのは、結構悩むんです。で、多くが、我々は保存修理はしますけど活用はいたしませんというふうな技術者もいたりとかして、結構苦労して、もう少し、もう一步踏み込んで活用を考えられる人がいてくれるといいなあというような現状なんです。

その中で、そんなにたくさん、確かにここにいっぱい事例があって、こんなにたくさんいらっしゃるんだというふうには思ったのですが、果たしてその人たちが本当に、その地域にとってはいいかもしれないですけど、東京に来てくれるんだろうとか、東京の住所になってるのに地方で活躍してるんだわというのを見たりとかして、ちょっと、すごくある意味感動していたのですが、そういう、ある一定のレベルを確保することと、それを認定していくその実務というものを市町村に押し付けてしまったら、どうなってしまうんだろうという不安がありますが、その辺についても、検討を重ねていただけ

ばなと思います。

【山本調査会長】 なかなか、1,800の自治体を一律に議論するのは難しいと思いますけれど。

【岩崎委員】 今のことに関わって、展示をやっていると相談したいと思うときが必ずあります。日本の場合は文化財の保存科学の専門家がほとんどいないので、皆さん手探りでやっているというのが実態だと思います。先ほど伝統技術の方の話が出ていましたけれども、例えば修理技術者といった人たちが一步踏み出して、専門性を踏まえながら保存と活用というところをしっかりと支えてもらえるような体制ができると、博物館の活動に広がりが出るのではないかと、常々思っていました。

例えば海外では展示は保存科学の専門がされることがほとんどなのですが、日本の場合は、必ずしも保存の専門知識を持っていない学芸員が行っています。海外での展覧会に出品するようなどときには、例えば、装演師連盟（そうこうしれんめい）の技術者が帯同すれば、何かあったときにもちゃんと対応することができます。地域の基本計画とはちょっと外れますけれども、美術工芸品の活用という点においても、民間を活用する余地はあるので、そういうところも合わせて検討できるといいと思います。

【山本調査会長】 はい、じゃあ半田さん。

【半田委員】 済みません、基本的な質問になってしまってちょっと的外れなのかもしれませんが、この第1答申に向けての民とのパートナーシップについてですけれども、方針そのものはいい方向向いていると私は個人的に思っておりますが、今、岩崎委員や原委員から御意見も出ましたけれど、美術工芸品の位置付けとか立ち位置について、この民とのパートナーシップ、きょうの資料4全体からすると、どちらかというところ、不動産系、建造物、記念物系に、何か的が絞られているような印象を受けるのですけれども、文化財としてここで民とのパートナーシップにおいて、特に不動産系と密接に結びついている動産文化財もたくさんあって、躯体についての保存活用、その中に付属している動産系の美術工芸品等の文化財を、民とのパートナーシップでどう位置付けていくのかというのは、少し検討の方向性が分かれてくるような感じで、その部分の役目を担う機能として、美術工芸品ワーキンググループがあるということであれば、それは美術工芸品ワーキングで別途やっていく宿題を頂くのか、この場でも不動産系の文化財とともに動産系の美術工芸品についても同じテーブルで議論をするのかというところについてのイメージをお聞かせいただきたいなと思っているのですけれど。

【山本調査会長】 どうぞ。

【菅野伝統文化課課長補佐】 ありがとうございます。これ、今回の資料の4番が二つに分かれているかと存じます。1番が、所有者と共に個々の文化財の保存・活用を担う主体の位置付けということで、中間まとめにおいても個別個別の文化財をどういうふうの的確に保存管理していくかというようなこともテーマの中に入っている部分でございました。で、二つ目のものに関しては、基本計画の枠組みとの関係で、民間の団体の指定ということで整理をされているものです。

一つ目の枠組みの方は、それぞれの個別の文化財の的確性向上というテーマでございましたので、この資料の中でも、では今回は、もともとニーズが出たときは重文民家の集いの方々から端を発したようなところもありましたので、その他の類型に関してどうするかという論点が入っております。

二つ目の柱に関しては、基本計画の枠組み自体はあらゆる文化財、総合的に捉えていくということでもございましたので、もし基本計画の枠組み自体がそういうことである場合は、その指定法人だけ、その一つの類型については整理をするという仕組みは、それはそれで少し整理も難しいのかなというところもございますし、また不動産、動産ということでもありますけれども、枠組みとしては、その先ほどおっしゃったような、建物や具体的なものとそれにひも付いている資料とか、そういったものがあるということや、類型という意味でも、重要文化財、美術工芸品だけではなくて、例えば民俗文化財などもありますので、この二つ目の基本計画の実施の関係では、やはりこちらの様々な専門家が集まっていたら恐らく検討いただいた方がいいかと思えます。ただ、そのときに、美術工芸品の論点から、こういったところも少し、特に留意をする必要があるということがございましたら、そういったところもこちらの方にも言っていただくということは有効ではないかと存じます。

【山本調査会長】 どうぞ。

【金野委員】 そうですね、不動産のものと動産のものという分け方もありますし、やはり指定をイメージして言う場合と、未指定のものも含めてという場合でまた違ってくると思うのですね。美術工芸品にも未指定のものがあ、無形文化財にも未指定のものがあると考えると、相当な活用の幅というのは現実にあると思えます。

制度としては、結局、これ基本計画を前提としていますので、基本計画を幾ら市町村が意気込んで書き込んでも、それ、やる人がいなければ何の意味もないわけで、結局、先ほ

ど資料にあったような具体的な法人などが事業提案なり計画提案をして、それを基本計画の中に盛り込んで実行するというようなことではないかなというふうに思うのですね。具体的に、あるエリアの不動産文化財を指定未指定も含めて、かつ一体的に活用して、このようなまちづくりをする。そこで無形のお祭り、篠山もちょうど今週末はまた曳山のお祭りあるのですけれどね、そういうお祭りがそこで展開をされる。あまり指定の美術工芸品が出回ることはないと思うのですが、それに類する未指定の美術工芸品で日常的に使われている物を使って一緒に楽しめる。そういうことを事業者が具体的に提案をして、それを基本計画に位置付けて、実行する。それをよしとして、法人指定をして、実行するというのであれば、リアルな計画になるのではないかなと思います。

【山本調査会長】 いかがでしょうか。民とのパートナーシップという問題は、今回の基本的なテーマであるところの、文化財の保護活用が非常に状況的に困難になっている問題もあるけれども、もっとその可能性を考えれば、もっと新しいシステムで我々は展開していかなければいけないという問題のときに、自治体行政だけでは十分ではなくて、やっぱり地域社会というか市民社会のイニシアチブがもっと広がっていかないと、本当の意味で保護も活用もできないという現状認識を、非常に日本全体社会、厳しくなっている段階で我々は取り組もうとしているということもあると思うのですね。で、民間の団体、個別の意思を持ったり、テーマを持つ団体もあるだろうし、包括的にコミュニティーをテーマにする団体もあるだろうし、しかしその点では本当にいろいろな所管体、実際は中心にならなければいけないと思いますけれども、地域全体、未来展望の中でのミッションをしっかりと打ち出して、それを共有する努力といたしましうかね、それは恐らく計画なんじゃないかと思うのですね。民間の団体も営利団体も心配されるのですけれども、これもやはり、市民社会のイニシアチブが成熟してこない、それをコントロールできないということがあると思うので、それも、どっちが先になるかという競い合いのところがありますけれども、きょう、事例を見ればまあ、捨てたもんじゃないという希望もあるというか、いろいろな取組をしているということも生かして、これはしかし、法律にしまうと法律が独り歩きしたり、さっきのコンサルタント丸投げで、私も福祉の計画随分やってきましたけれども、何かいつの間にかコンサルタントに乗っ取られているような計画も随分あるような。しかし、文化はそこまでいかない、そんなにお金がおりにこないのが幸いなんだろうかも分かりませんが、じっくり成熟させていくシステムになればなと思って聞いていましたけれど、非常に、個別の話になれば難しいことたくさんありますね。

いかがでしょうか。どうぞ。

【齊藤委員】 1番の、所有者と共に個々の文化財の保存・活用の方なのですが、2番は、地方自治体が独自に作られるので、その中に無形や無形民族が入るかどうかは、どう活用されるかは地方自治体の主体的な面があると思うのですが、1番の方が個々の文化財の保存・活用に関する事なので、無形や無形民族も含むのかなと思いつつ、所有者という概念が、そもそも無形や無形民族ではどのように位置付けられているのかが不明確なんです。5番のところは一切出てこない。認識としては、無形の場合は保持者、保持団体、それから無形民族の場合は微妙なのですが、保護団体等という、認定を伴わない、何なんだろうね、官報には載ってるけれども、補助事業の対象者にはなるのですが、所有者という概念までは持っていないような気がする。この際、法改正をして、積極的に関わるならば、具体的内容のところ、所有者と共に文化財の保存・活用を担う主体を新たに位置付けることが、無形や無形民族でも効果的であるのならば、この所有者のところに保持者、保持団体、保護団体等を含むというふうな概念でまとめていただくと、前に進むのですが、その前にそもそも、保持者、保持団体、保護団体、要するにお祭りの保存会以外で保存・活用を担っている主体というのが、今どのような状況にあるのかというのを、ちょっと確認をしないといけないかなと。ちょっと長くなって済みません、全国各地のお祭りなんか、民俗芸能とか拝見していると、伝統的な地域コミュニティーが保存会なのですが、今、それを含めた新たな保存連絡協議会とか、それを支える法人ができてたり、サポートをするための法人があったり、もう、これがなくても保存・活用を主体にやっておられる団体が結構出てきている。こっちが更にそれを保護法できちんと位置付けるということがあれば、その方々も安心して活動に取り組めるかなとは思いますが、活用って何なのかというのは、また更に委員の、他の無形と……きょういらっしやらないかな、鬼頭先生とかとちょっと御相談をさせていただく必要があるかなとは思いました。

【山本調査会長】 無形なんか本当、どう考えるのですかね。どうぞ。

【菅野伝統文化課課長補佐】 ありがとうございます。無形と有形文化財と、規定ぶりかなり、文化財保護法上の規定ぶりも違いますし、いろいろと違う中でも今回のその中間まとめの、確実に継承していくという部分では同じというところがあって、どういう形で届いていくかというのは、事務局の中でもかなり難しいところもありつつ、積極的に捉えていくということが必要なんだろうと認識をしております。

無形の文化財、無形民俗文化財、その両方とも、まずそもそも、個別の保存活用計画と

ということが、中間まとめの中では出ましたけれども、じゃあこの個別の保存活用計画も無形分野、無形民族分野、どのように適合させていくべきなのか、それともまた違った配慮が必要なのかということも含めて、それから今の民間との連携の在り方も含めて、少し深掘りして検討が必要かなというふうに事務局としても思っておりますので、齊藤委員も含めまして、関係の専門家の先生方にはまた、いろいろと御指導賜りながら検討深めたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

【齊藤委員】 ありがとうございます。頑張ります。

【山本調査会長】 よろしく願いします。非常に難しい分野だと思いますので、よろしく願いいたします。

時間はまだあるのですけれども、議論が途絶えれば早めでもやめてもいいと思っておりますけれど、はい、どうぞ、半田さん。

【半田委員】 今、事務局の方から御説明ありました、美術工芸品の取扱いについての基本スタンスというのは理解させていただきました。その中で、補足的に、冒頭申し上げさせていただいた、中間まとめに対する意見の中に、学芸員等の博物館の専門人材ということ、大規模災害等に対応する上での保存科学を専門とする人材もその中に含まれているということ、補足的に確認をさせていただきたいというのが1点と、それから事例でいろいろ出していただいた中の、山口県の萩市の事例が、ちょうど民間のNPOと行政自体と、それから博物館の三者の協働による連携事業としては、やはり一番目指す上では理にかなっている好例だと思います。動産も含めて不動産としての、町なかの文化財というものを総合的にどういうふうに保存しながら活用していくのかという一つの手掛かりとして、動産文化財については、旧萩市の博物館が萩博物館にリニューアルした中核施設として収蔵できるスペースを持って、地域のコーディネーターをできる博物館の学芸員のような、人材を持っている中核のコアになるところがうまく機能して、民間NPOや行政ともリンクをしながら作り上げる活用の在り方が求められている方向ではないのかなと思うのです。例えば佐原の例にしても、おかみさんたちの活動は非常に大事で、これからもすそ野を広げていく上では重要だと思うのですけれども、例えば佐原にある伊能忠敬の資料館とか、中核になり得るポテンシャルを持っている、サポートすればなれていく博物館と、連携をどういうふうにとってもらえるのかということも視野に入れた、計画の在り方をアドバイスできるようなシステムが出来上がると、非常に理にかなった方向性が描けるのではないかと思います。以上です。

【山本調査会長】 中川委員。

【中川委員】 法人を指定するという制度がいいのかどうかということですね。最初の回で岩崎委員から出てきたメモに紹介していただいたのですけれど、うちの大学の美術工芸資料館で、今までは文化財としてはほとんど価値のないものとされてきたものを発掘してきて、それを体系化し価値付けたことによって、文化財になるようなことが実現した。

そうした活動を行う組織が、じゃあ指定法人になるかということですよ。つまり、先ほど言いましたような伝統的な修理を担う技能者も含めて、保存や活用で潜在的に活動している団体だったり組織だったりというのは結構あるわけです。もちろん行政側から、そうした団体に、あなた一緒にやってねという指定もあるのかもしれませんが、基本的には、指定を受けたいと手を挙げて認定を受けるといようなイメージになってしまうであろう。

そういう意味でいうと、行政が基本計画を立てるわけですから、その計画にとってどういう技術が必要で、どういう集団が求められるのかという判断に基づいて、すでに活動をしている団体・組織を、この人たちが必要なんだという形で認定、認定という用語でいいのかどうか分かりませんが、そうして行くことも考えるべきかと。指定法人という言い方にしてしまうと、やはり、保存というよりも活用を活動の柱とするようなところが手を挙げて、そこから選ばれるというイメージになりかねないのかなという気がします。保存に関する活動をしているというところは、地道な活動を継続しているところが多くて、そういうものと行政がどうやってパートナーシップを構築できるかということを考えるとき、指定というやり方がいいのかどうかというのは、ちょっと考えた方がいいんじゃないかなという気がします。指定に代わるものとして、それが登録なのか認定なのかよく分かりませんが、イメージとしては指定法人というやり方がいいかどうかというのは、ちょっと考える必要がその点ではあるのかなという思いがあります。

【山本調査会長】 岩崎先生。

【岩崎委員】 指定法人の導入、その言葉が妥当かどうかは別にして、民間の活用については、東北の方では、結局震災復興と同じように業者が入ってきてしまうんじゃないかと不安を感じているとか、原委員からもありましたように、市町村に指定業者を見極める力があるのかというような問題があります。指針には、そのような不安を払拭することが期待されていると思いますが、どのようなスケジュールで作られていく予定なのでしょう。

それから、パブコメをまとめではなくて、どんな声があるのかを具体的に見たいので、

御配慮ください。

【山本調査会長】 どうぞ。

【菅野伝統文化課課長補佐】 指針のスケジュール感という御質問頂戴いたしました。一般的に言いますと、その法律と法律に基づく指針というのはセットでございまして、例えば法律が成立した後に、数か月間の期間をおいて施行ということになりますけれども、法律が成立してから施行までの期間の中で作られることが多くございます。では、今回のこの検討、答申に向けた検討の中で、コンセプト、制度をどのように想定しているというのは、現在行われている議論でございますので、そのコンセプトとか特に重要な部分に関しては、答申の中でも、ここの部分は重要であるとか、ここの部分はこういう論点留意しながら、また今後も検討していくべきであるとか、そういったことが記載をされるということはある話だと思いますので、今後その詳細にここの部分を検討すべきというところがあれば、そういったところも、たとえそれが指針の中に位置付くようなものであっても書き入れていくことができるのではないかと存じます。

【山本調査会長】 パブコメの件はいいでしょうか。

【菅野伝統文化課課長補佐】 はい、ちょっと整理をさせていただきます。

【山本調査会長】 はい、じゃあ西村委員。

【西村委員】 今、中川先生から、指定という言葉が引っ掛かると。私も実は少し引っ掛かるのですが、恐らく法律用語としては指定になっちゃうのだと思うのですね。ほかのこういう、同じような法律の中の仕組みはこうなっているの。ただ、その全体の思想は先ほど申しあげました、齊藤委員からもあったように、今まで文化財は支えていたり守っている人がいて、そこをきちんとここで光を当てると。つまり上から指定、いろいろな形で重要文化財みたいなものを指定して、国が重要なものを守ると言うこと言うのではない、ことをこの仕組みの中に取り入れようというところが大きいんじゃないかと思うのです。ですからその意味では、会長がおっしゃいましたけれど、官で守りきれなくなったから民に広げるというのではなくて、もっとボトムアップが、もともとあるものに改めて光を当てるというところが非常に重要だと思うのですね。

ただ、文化財保護法は指定という言葉、既にいろいろ使っていて、指定文化財とっている上に、ここも指定とって、何か同じ言葉なんだけれどもやっぱりニュアンスが違うのは伝わらないと思うのですよね。なので、先ほどから皆さん心配されているように、指定文化財を競うように、ここの指定を競うということになると、趣旨が違っちゃうなど。

だから、それがほかのことで使えるかどうかというのは、少し工夫をしていただけたらいいかなという感じがしています。

【山本調査会長】 はい、いかがでしょうか。大体、意見そろったのでしょうか。よろしくございましょうか。

ありがとうございます。先ほど西村先生もおっしゃいましたように、一つの、今までの在り方を転換するという趣旨が十分伝わるような法律の制度の構成になる必要があるんじゃないかというふうに改めて思いました。それにつけてもやはり、基本計画を作る自治体の意思というんですかね、やっぱり文化を大事にするとか、未来に向かってそういう考えでやっていくという、自治体全体に共有されるミッションが明示されるということが繰り返し重要で、そうすればあらゆるリソースを総力を挙げて適切な形で組み合わせるといふことにもなると思うのですよね。そこが枯れてしまうと、結局いろいろな制度の悪用も始まるかもしれませんし、その点ではこういう議論を、恐らく文化庁でやってるだけじゃなくて、地域ごとにこういう議論が積み重ねられるといふことの引き金になる必要があると思いますし、そういうことは今後の希望になるんじゃないかなと改めて思った次第でございます。

きょうはこの議論をまたまとめていただきまして、またパブコメもフィードバックしていただきまして、次回の会議ということにしたいと思います。次回は10月24日3時から5時ということになっているようでございますけれども、またよろしく願いいたします。じゃあ事務局よりよろしく願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 本日はありがとうございました。次回の会議日程でございますが、来週お休みで、10月24日火曜日の午後3時から5時30分まででございます。場所は調整しておりますので、またメールで御連絡をさせていただきます。よろしく願いいたします。

【山本調査会長】 それでは終わります。ありがとうございました。

— 了 —